

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成18年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

役員報酬基準の改定内容

理事長

副理事長

理事

監事

非常勤役員

(1)平成19年4月より地域手当の支給割合を引き上げ。
(つくば:4% 6% 等)

(2)広域的に転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間企業の賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動を行った役員に対して広域異動手当を新設。(異動前後の事務所間の距離区分60km以上300km未満は2%、300km以上は4%)

改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 17,711	千円 11,928	千円 5,068	千円 715 (地域手当)			
副理事長	千円 7,120	千円 3,952	千円 2,557	千円 553 (地域手当) 58 (通勤手当)		7月31日	
副理事長	千円 10,093	千円 7,376	千円 1,566	千円 1,032 (地域手当) 119 (通勤手当)	8月1日		*
A理事	千円 15,925	千円 10,080	千円 4,404	千円 896 (地域手当) 545 (通勤手当)			
B理事	千円 5,318	千円 2,764	千円 2,174	千円 387 (地域手当) 7 (通勤手当)		7月9日	
B理事	千円 10,124	千円 6,828	千円 2,220	千円 956 (地域手当) 120 (通勤手当)	7月10日		
C理事	千円 5,083	千円 2,764	千円 2,045	千円 166 (地域手当) 16 (通勤手当) 92 (単身赴任手当)		7月9日	
C理事	千円 10,274	千円 6,828	千円 2,203	千円 888 (地域手当) 355 (通勤手当)	7月10日		
D理事	千円 16,573	千円 10,836	千円 4,604	千円 650 (地域手当) 483 (通勤手当)			*
E理事	千円 15,021	千円 10,116	千円 4,298	千円 607 (地域手当)			*

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
F理事	千円 13,969	千円 9,408	千円 3,997	千円 564 (地域手当)			
G理事	千円 12,633	千円 9,408	千円 2,661	千円 564 (地域手当)	4月1日		
H理事	千円 14,047	千円 9,408	千円 3,997	千円 564 (地域手当) 78 (通勤手当)			
I理事	千円 13,844	千円 9,408	千円 2,828	千円 1,317 (地域手当) 291 (通勤手当)	4月1日		
J理事	千円 14,550	千円 9,408	千円 4,084	千円 798 (地域手当) 260 (通勤手当)			
A監事	千円 13,477	千円 8,736	千円 3,711	千円 524 (地域手当) 506 (通勤手当)			
B監事	千円 13,481	千円 8,736	千円 3,770	千円 699 (地域手当) 276 (単身赴任手当)			
C監事	千円 11,983	千円 7,860	千円 3,339	千円 472 (地域手当) 312 (通勤手当)			*

注1: 「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「」は役員出向者、「」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

注2: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
理事A	1,264	1 0	H19.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。	*
理事B	4,033	2 11	H18.8.14	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。なお、当該支給額には、業績助案率導入以前の期間に係る分として、既に当該役員に対して一部支給された額(708千円、平成18年度支給済)が含まれている。	*
理事C	13,351	6 0	H19.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。なお、当該支給額には、業績助案率導入以前の期間に係る分として、既に当該役員に対して一部支給された額(9,098千円、平成18年度支給済)が含まれている。	*
監事A	3,366	2 11	H18.8.14	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。なお、当該支給額には、業績助案率導入以前の期間に係る分として、既に当該役員に対して一部支給された額(591千円、平成18年度支給済)が含まれている。	*
理事長 (旧農者大)	1,044	1 0	H18.3.31	0.9	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績助案率0.9を加減算するには至らないとの決定がなされた。	

注1：業績助案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

注2：区分中、「旧農者大」は、統合前の農業者大学校を示す。

注3：「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「」は役員出向者、「」は独立行政法人等の退職者、「*」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給：昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階（A～E）の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与：勤勉手当（査定分）	職員の勤務成績に応じ、6月期145/100、12月期155/100（特定幹部職員にあっては、6月期185/100、12月期195/100）を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- (1) 初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げ。
(一般職員俸給表 1級 1.1%、2級 0.6%、3級 0.0%、4級以上は改定なし。)
(その他の俸給表 一般職員俸給表との均衡を基本に改定。)
- (2) 子等に係る扶養手当の支給月額を引き上げ。(6,000円 6,500円、3人目以降5,000円 6,500円)
- (3) 地域手当の支給割合を引き上げ。(つくば:4% 6.5% 等)
- (4) 俸給の特別調整額を定率制から定額制に改正。
- (5) 賞与の年間支給月数を0.05月分引き上げ。(4.45月分 4.5月分)
- (6) 広域的に転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間企業の賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動を行った職員に対して広域異動手当を新設。(異動前後の事務所間の距離区分60km以上300km未満は2%、300km以上は4%)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区 分	人 員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総 額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常 勤 職 員	2,635	43.6	7,467	5,470	57	1,997
事務・技術	567	41.9	6,275	4,541	68	1,734
研究職種	1,470	44.4	8,757	6,446	52	2,311
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
技術専門職員	593	43.4	5,353	3,898	60	1,455
指定職員	5	58.5	14,025	10,116	41	3,909

注₁: 「技術専門職員」とは、試験圃場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

注₂: 「指定職員」とは、研究所長等のうち理事長が定める官職を占める職員を示す。

区 分	人 員	平均年齢	総 額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
在 外 職 員	該当者なし					

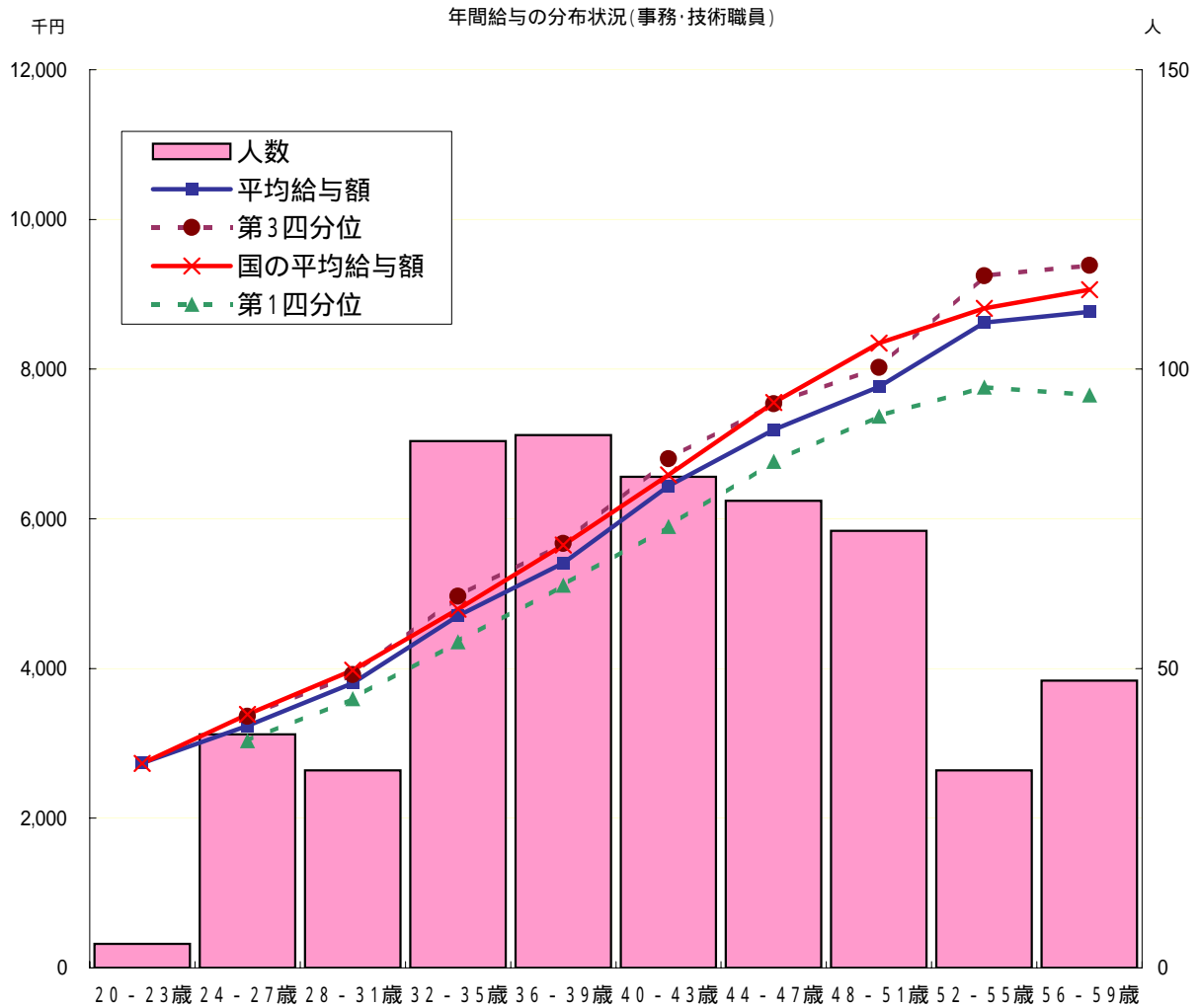
区 分	人 員	平均年齢	総 額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任 期 付 職 員	19	38.0	6,572	5,006	21	1,566
事務・技術						
研究職種	19	38.0	6,572	5,006	21	1,566
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						
大学校長						

区 分	人 員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総 額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 148	歳 40.2	千円 3,642	千円 3,642	千円 109	千円 0
事務・技術	人 33	歳 47.8	千円 2,142	千円 2,142	千円 124	千円 0
研究職種	人 93	歳 37.9	千円 3,950	千円 3,950	千円 101	千円 0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
委託費等雇用職員	人 22	歳 38.3	千円 4,588	千円 4,588	千円 117	千円 0

注：「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

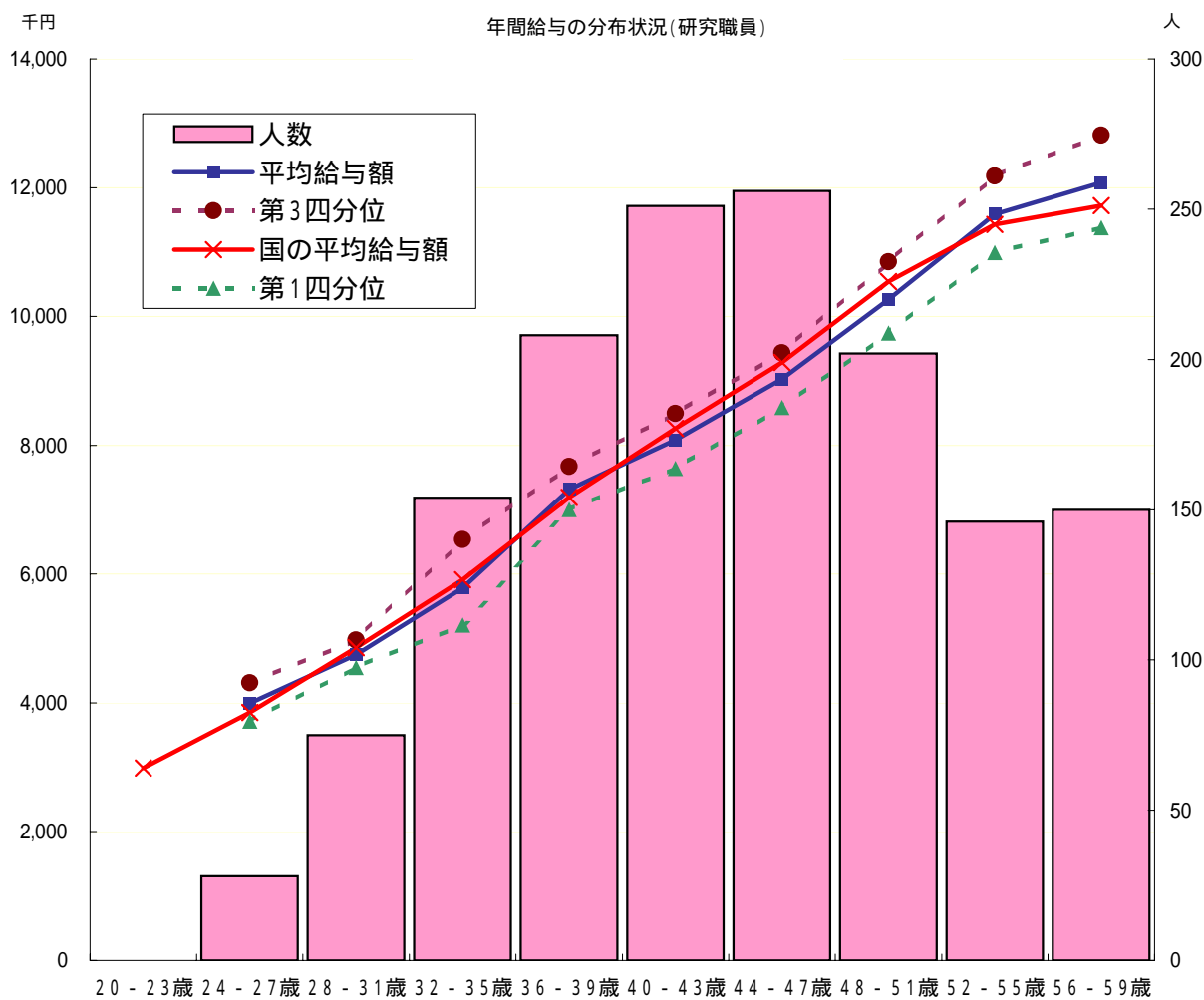
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)
 (在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注1 : の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
 注2 : 年齢20-23歳の該当者は4名以下のため、第1・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
部 長	10	56.6	10,617	11,377	11,506	
本 部 課 長	6	53.5	9,057	9,297	9,671	
地 方 課 長	46	54.2	8,771	9,042	9,380	
課 長 補 佐	106	50.1	7,378	7,689	8,007	
係 長	314	40.3	5,021	5,789	6,520	
本 部 係 員	16	27.8	3,149	3,585	3,845	
地 方 係 員	69	28.5	3,220	3,534	3,897	



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究部長	94	56.1	12,027	12,540	13,120	
本部研究課長	5	48.9	9,847	10,652	10,777	
地方研究課長	534	50.4	9,275	10,347	11,292	
主任研究員	619	41.8	7,358	8,015	8,518	
研究員	218	31.7	4,588	4,942	5,349	

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員		係長・同相当職		課長・	
		課長補佐・同相当職					
人員(割合)	567人	33人 (5.8%)	61人 (10.8%)	213人 (37.6%)	151人 (26.6%)	52人 (9.2%)	47人 (8.3%)
年齢(最高～最低)		27歳	38歳	49歳	59歳	58歳	59歳
		23	27	30	41	41	40
所定内給与年額(最高～最低)		2,703千円	3,786千円	4,920千円	6,788千円	6,897千円	7,930千円
		1,937	2,286	2,833	4,173	4,791	5,571
年間給与額(最高～最低)		3,680千円	5,111千円	6,771千円	9,194千円	9,195千円	10,599千円
		2,644	3,127	3,902	5,932	6,754	7,936

7級	8級	9級	10級
同相当職	部長・同相当職		
8人 (1.4%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)	0人 (%)
57歳			
55			
8,389千円			
7,411			
11,506千円			
10,187			

注：9級及び8級における該当者がそれぞれ1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・室長・主任研究員・同相当職		研究部長・同相当職	
人員(割合)	1,470人	0人 (%)	218人 (14.8%)	405人 (27.6%)	384人 (26.1%)	463人 (31.5%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)			40歳	51歳	59歳	59歳	
			25	33	40	45	
所定内給与年額(最高～最低)			4,581千円	6,718千円	7,885千円	9,957千円	
			2,522	4,637	5,503	6,608	
年間給与額(最高～最低)			6,203千円	9,073千円	10,336千円	13,874千円	
			3,450	6,213	7,414	8,993	

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	57.7	59.3	58.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.3	40.7	41.4
	最高～最低	45.4～35.6	43.5～30.8	43.4～33.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.8	67.2	66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2	32.8	33.5
	最高～最低	40.7～30.2	38.3～29.1	37.0～29.9

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	57.9	60.5	59.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.1	39.5	40.7
	最高～最低	49.5～32.1	46.4～30.5	44.7～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.6	67.3	66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.4	32.7	33.5
	最高～最低	43.4～31.3	42.8～25.4	43.0～29.2

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

96.1

対他法人(事務・技術職員)

89.4

(研究職員)

对国家公務員(研究職)

99.3

対他法人(研究職員)

98.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項 目	内 容	
指数の状況	対国家公務員指数 96.1	
	参考	地域勘案 98.3 学歴勘案 98.2 地域・学歴勘案 98.8
給与水準の適切性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 97.6% (国からの財政支出額 60,305百万円、 支 出 予 算 の 総 額 61,800百万円 : 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 27,407,243,676円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】 民間研究促進業務勘定の累積欠損金89百万円は、政府出資金を財源として民間会社へ研究委託を行う事業であるため一時的に発生したものであり、研究終了後、商品化による売上納付金で欠損金を解消することとなっている。 特例業務勘定の累積欠損金27,318百万円は、平成17年度まで実施されていた出資事業(政府出資金を財源として民間会社と共同で設立した研究子会社で研究を進める事業)において、子会社が出資金を財源として研究を行っていたことから発生したものである。特例業務については、平成27年度末を期限として研究子会社の株式の処分を進めることが法定されており、これまで順調に株式の処分を進めている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>	
講ずる措置	本公表資料中「 - 1 - 人件費管理の基本方針」及び「 - 1 - 職員給与決定の基本方針」に則り、引き続き適切な給与水準の維持に努める。	

研究職員

項 目	内 容	
指数の状況	対国家公務員指数 99.3	
	参考	地域勘案 108.9 学歴勘案 98.6 地域・学歴勘案 106.6
給与水準の適切性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 97.6% (国からの財政支出額 60,305百万円、 支出予算の総額 61,800百万円 : 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 27,407,243,676円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】 民間研究促進業務勘定の累積欠損金89百万円は、政府出資金を財源として民間会社へ研究委託を行う事業であるため一時的に発生したものであり、研究終了後、商品化による売上納付金で欠損金を解消することとなっている。 特例業務勘定の累積欠損金27,318百万円は、平成17年度まで実施されていた出資事業(政府出資金を財源として民間会社と共同で設立した研究子会社で研究を進める事業)において、子会社が出資金を財源として研究を行っていたことから発生したものである。特例業務については、平成27年度末を期限として研究子会社の株式の処分を進めることが法定されており、これまで順調に株式の処分を進めている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>	
講ずる措置	本公表資料中「 - 1 - 人件費管理の基本方針」及び「 - 1 - 職員給与決定の基本方針」に則り、引き続き適切な給与水準の維持に努める。	

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 18年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 22,979,049	千円 22,988,776	千円 (%) 9,727 (0.0)	千円 (%) 9,727 (0.0)
退職手当支給額 (B)	千円 2,516,275	千円 2,475,057	千円 (%) 41,218 (1.7)	千円 (%) 41,218 (1.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,825,662	千円 2,754,463	千円 (%) 71,199 (2.6)	千円 (%) 71,199 (2.6)
福利厚生費 (D)	千円 3,222,367	千円 3,249,789	千円 (%) 27,422 (0.8)	千円 (%) 27,422 (0.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 31,543,353	千円 31,468,085	千円 (%) 75,268 (0.2)	千円 (%) 75,268 (0.2)

注：非常勤役職員等給与について、財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」の非常勤職員給与には、人材派遣会社等からの人材派遣サービスの経費が計上されていないため本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額の対前年度比は 0.0%であり、要因としては常勤職員数が減少する一方で、給与制度の改正(初任給を中心に若年層に限定した俸給月額引き上げ、扶養手当の支給月額引き上げ、賞与の年間支給月数の引き上げ等)を行ったことによるものである。

また、最広義人件費については、対前年度比+0.2%となったが、上記の要因に加えて、退職手当の増加(対前年度比+1.7%)、非常勤職員数の増加による非常勤役職員等給与の増加(対前年度比+2.6%)、常勤職員数の減少による法定福利費の減少によるものである。

・「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況

主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与と改定部分を除く。)の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費については行政改革の重要方針(17.12.24閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与と改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

人件費削減の取組の進捗状況

年度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
	千円	千円	千円
給与、報酬等 支給総額	23,410,973	22,988,776	22,979,049
人件費削減率		1.8%	1.8%
人件費削減率 (補正值)		1.8%	2.5%

注1：基準年度(平成17年度)相当額については、それぞれ統合前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校の支出額を集計した。

注2：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。(行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、平成18年が0%、平成19年が0.7%。)

法人が必要と認める事項

特になし